

多摩市非課税世帯等エアコン購入費の助成について

【対象者・対象世帯】

- I 多摩市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税または均等割のみ課税世帯
- II 多摩市で生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給しており、生活保護法等での冷房器具支給要件に該当しない方のみで構成される世帯

上記 I・II の要件を満たす世帯で、下記のいずれかに該当する世帯

- ①居住している住宅にエアコンが1台もない。
- ②住宅にエアコンはあるが、全て壊れているなどして冷房が機能しない。
- ③住宅にあるエアコンが、上記②を満たすもの、または製造年が2010年(平成22年)以前のものしかない

【助成の内容】

⇒エアコンの購入・設置に関する費用の一部として上限10万円を助成するもの。